

公益社団法人大阪社会福祉士会 事務処理規程

（目 的）

第1条 この規程は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）の適正な事務処理を行うための基準を定めることを目的とする。

（事務処理）

第2条 事務処理は、決裁を得て行う。

2 決裁は、この規程によりその権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が自らこれを行う。

（決裁権者の責務）

第3条 決裁権者は、前条の規定により決裁を行うにあたって、その事務が本会の他の機関の権限に重大な関係があると認めるものについては、当該機関の長に合議しなければならない。

2 決裁権者は、前条の規定により決裁を行った場合において、その事務が本会の機関に関係があり、かつ、報告を要すると認められるものについては、当該機関の長に報告しなければならない。

（会長の決裁事項）

第4条 会長の決裁を要する事項は、別表第1に掲げる事項とする。

（事務局長の決裁事項）

第5条 事務局長の決裁を要する事項は、別表第2に掲げる事項とする。

（代決処理）

第6条 事務局長が不在の時は、会長があらかじめ指名する副会長が事務局長の決裁を代決するものとする。

（補 則）

第7条 この規程の他、事務処理について別に定めがある場合にはそれに基づくものとする。

（改 廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければいけない。

附 則

1 社団法人大阪社会福祉士会事務処理規則（2004年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

1 社団法人大阪社会福祉士会事務処理規程（2007年12月1日制定）は、廃止する。

附 則

1 この規程は、2013年5月26日から施行する。

附 則

1 この規程は、2021年5月22日改正施行する。（別表1，2）

別表第1（第4条関係）会長の決裁事項

1. 総会、理事会、理事運営会議の招集に関する事項
2. 理事の業務執行に関する事項
3. 本会の事業計画及び予算並びに事業報告及び決算に関する事項
 - ① 予算上の予備費の支出、
 - ② 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
 - ③ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
 - ④ 工事又は製造の請負については100万円以上250万円未満の契約、食料品・物品等の買入については100万円以上160万円未満の契約を締結すること
 - ⑤ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない1件160万円未満のもの
 - ⑥ その他財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件500万円未満のものの処分に関する（法人運営に重大な影響があるものを除く）
4. 厚生労働省、大阪府等外部団体との連絡調整に関する事項
 - ① 対外的行為に関する事項（後援・声明・通知）
 - ② 公職委員推薦に関する事項、
5. 広報紙、ホームページ及び研究誌の発行に関する事項
6. 「業務執行理事、事務長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
7. 各種運営委員会委員の承認可否
8. 役員等及び会員、事務局長の出張命令に関する事項
9. 事務局長及び事務局職員の任免、処遇に関する事項
 - ① 事務局長の給与に関する事項
 - ② 事務局長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
 - ③ 事務局職員の給与に関する事項
 - ④ 事務局職員の昇格に関する事項
 - ⑤ 嘱託職員の委嘱に関する事項

別表第2（第5条関係）事務局長の決裁事項

1. 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関する事
2. 所属職員の出張命令及び復命に関する事
3. 所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関する事
4. 所属職員の服務（休暇取得、早退等）に関する諸願いの許可又は承認に関する事
5. 所属職員の資格手当、通勤手当の認定、及び支給額の決定に関する事
6. 公文書の作成に関する事項
7. 公文書の受信及び発信事務に関する事項
8. 政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易な事項に限る）
9. 広報紙、ホームページの管理に関する事項
10. 臨時職員の任免に関する事
11. 支部長・事務局長会議の招集に関する事項
12. 事務局会議に関する事項
13. 人件費及び厚生経費に関する予算の執行、並びにその他の科目で予算に計上された1件の予算執行額が10万円未満の契約を締結すること
14. 収入（寄附金を除く）事務に関する事
15. その他、理事および各種委員会委員長より委嘱を受けた業務に関する事項
16. その他定例又は軽易な事項

事務局長の専決行為については、理事運営会議へ報告を行い承認を得るものとする。